

会議傍聴報告書

会 議： IASB会議（2021年10月）

日 時： 2021年10月25日（月）、26日（火）、27日（水）、28日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 春日 敬太

IASB 会議（2021年10月）傍聴報告

日時：2021年10月25日（月）、26日（火）、27日（水）、28日（木）

スケジュール：別紙参照

2021年10月25日、26日、27日及び28日に、オンラインにて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。10月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー
- のれんと減損
- IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー
- 持分法
- 維持管理及び一貫した適用
- 資産のリターンに応じて決まる年金給付
- IFRS タクソノミのデュー・プロセス
- 基本財務諸表
- IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報（IFRS 第17号の修正）
- 料金規制対象活動

【10月25日（月）】

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 基準を完全なIFRS基準と整合させるかどうか、またどのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。2021年3月のIASBボード会議では、本情報要請における調整(alignment)アプローチを用いて、IFRS for SMEs 基準の修正の公開草案を作成することを暫定的に決定した。

2021年5月のIASBボード会議では、IFRS基準と整合させることができるIFRS for SMEs 基準の具体的な章の審議が開始されており、第2章「概念及び全般的な原則」及び第11章「基本的な金融商品」に関する暫定決定が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、公開草案に向けて、IFRS for SMEs 基準の第11章、第12章「その他の金融商品に関する事項」及び第23章「収益」の修正並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第14号「規制繰延勘定」に関するIFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について議論した。

（暫定決定事項）

IFRS 第9号「金融商品」(完全版IFRSの認識及び測定の要求事項への復帰)

IASBは、完全版IFRS基準における金融商品の認識及び測定の要求事項を適用するという企業の選択肢を削除するIFRS for SMEs 基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

IFRS 第9号「金融商品」(ヘッジ会計)

IASBは、IFRS for SMEs 基準の第12章「その他の金融商品に関する事項」におけるヘッジ会計の要求事項を変更せずに維持することを暫定的に決定した。

IFRS 第13号「公正価値測定」

IASBは、IFRS for SMEs 基準の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準における公正価値の定義をIFRS第13号「公正価値測定」における定義と合わせる。
- b. IFRS for SMEs 基準における公正価値測定に関するガイダンスを、IFRS第13

号で示されている公正価値ヒエラルキーについての原則を IFRS for SMEs 基準に含めることによって IFRS 第 13 号に合わせる。

- c. 当該ヒエラルキーの適用方法を例示する SMEs に当てはまる設例を含める。
- d. 公正価値についてのガイダンス及び関連する開示要求を IFRS for SMEs 基準の新たな章に移す。

IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」

IASB は、規制資産及び規制負債についての要求事項を含めるように IFRS for SMEs 基準を修正することを、IFRS for SMEs 基準の将来のレビューにおいて検討することを暫定的に決定した。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 23 章「収益」を IFRS 第 15 号で使用されている諸原則及び文言を反映するように書き換えることによって、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に合わせるための IFRS for SMEs 基準の修正を開発する。
- b. 移行日現在ですでに進行中であるか又は移行日後所定の期間内に完了する予定の契約について、企業が現行の収益認識の方針を継続するのを認めることによって経過的な救済措置を設けることを検討する。

(今後の予定)

IASB は、今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する予定である。

【10月26日（火）】

のれんと減損

(背景)

IASB は現在、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」を、2020 年 12 月をコメント期限として公表した。

2021 年 3 月から 5 月の IASB ボード会議では、ディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバックの概要が報告された。2021 年 6 月及び 7 月の IASB ボード会議では、5 月に説明された今後の再審議の計画に沿って、プロジェクトの目的及び範囲

と、のれんの事後の会計処理（特に、のれんの償却を再導入すべきかどうか）に関する予備的見解について再審議が行われた。2021年7月のIASBボード会議において、多くのIASBメンバーから、のれんの事後の会計処理を広範なパッケージの一部として検討したいとの意見やのれんの事後の会計処理に関する意思決定に役立つ追加の情報が必要であるとの意見が述べられたことから、2021年9月のIASBボード会議では、5月に説明された今後の再審議の計画を見直し、企業結合に関する開示の提案についての暫定的な決定及びのれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析を優先して行うことが決定された。IASBはその後に、のれんを会計処理するための減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解について再審議することとしている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、企業の経営者が企業結合から期待している便益及び経営者の目的がどの程度まで果たされつつあるのかに関しての情報を、「財務報告に関する概念フレームワーク」に基づいて財務諸表において要求することができるかどうか及び当該開示要求に関する実務上の課題について議論した。

（暫定決定事項）

開示の場所についての概念的な検討事項

IASBは、「財務報告に関する概念フレームワーク」に基づいて、企業の経営者が企業結合から期待している便益及び経営者の目的がどの程度まで果たされつつあるのかに関しての情報（企業結合のその後の業績に関する情報や期待されるシナジーに関する定量的情報など）を財務諸表において要求できると暫定的に決定した。

実務上の課題—将来予測的な情報

IASBは、そうした情報を財務諸表に含めることを企業に要求することに対する実務上の懸念についても議論した。特に、審議会は、一部の法域で将来予測的と考えられる可能性のある情報の開示を企業に要求することに対する懸念に関してのIASBスタッフの追加的なリサーチ及び分析について議論した。

IASBは、実務上の懸念に関して何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で開示要求のパッケージに関しての予備的見解についての再審議を継続する予定である。これには、開示要求の一部又は全部を実務上の理由で進めないこととすべきかどうかが含まれる。

IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー

（背景）

IASBは、2020年12月に、情報要請「IFRS 第10号『連結財務諸表』、IFRS 第11号『共同支配の取決め』及びIFRS 第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）を、2021年5月をコメント期限として公表した。2021年7月のIASBボード会議では、IASBは、本情報要請に対するフィードバックに関して議論した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」が意図されたように機能しているかどうかを評価し、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビューで、IASBが追加的なアクションを取ることを検討すべきトピックが識別されたかどうかを判断した。

（決定事項）

IASBは、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号は意図されたように機能していると結論を下した。

また、第3次アジェンダ協議の一部として2022年から2026年の作業計画を策定する間に、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビューから生じたトピックを検討することを決定した。これには次のものが含まれる。

- a. 優先度が高いトピック
 - i. 投資企業—投資企業である子会社
 - ii. IFRS 第11号の範囲に含まれない協力の取決め
- b. 優先度が中位のトピック
 - i. 投資企業—投資企業の定義
 - ii. コーポレート・ラッパー
- c. 優先度が低いトピック（投資者と投資先との関係を変化させる取引）

（今後の予定）

IASBは、本情報要請に対するフィードバックから識別された他のトピックに関して追加的なアクションを取るべきかどうかを検討する予定である。

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における持分法会計について適用上の問題が聞かれていることから、2020 年 10 月の IASB ボード会議において、(a)適用上の問題を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、(b)IAS 第 28 号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の問題に対処することを決定した。2021 年 3 月の IASB ボード会議では、上記(a)に関して本プロジェクトで扱う適用上の問題の詳細な選定プロセスについて議論し、2021 年 6 月の IASB ボード会議では、上記(b)に関して IAS 第 28 号の定めから識別された諸原則について、また、これらの原則が適用されない状況において企業が持分法会計をどのように適用するのかを導くための追加の原則の開発方法について議論した。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の問題についてのアップデートを受け、当該問題に対処する前に、IAS 第 28 号の定めから識別された諸原則と企業結合及び連結に関する他の IFRS 基準書における諸原則との差異の影響のリサーチを IASB スタッフが行うべきかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、適用上の問題を検討する前に、IAS 第 28 号における諸原則と企業結合及び連結に関する他の IFRS 基準書における諸原則との差異の影響を IASB スタッフがリサーチすべきであると決定した。

（今後の予定）

今後の会議で IASB は、IAS 第 28 号における諸原則と企業結合及び連結に関する他の IFRS 基準書における諸原則との差異についてのリサーチの発見事項をレビューする予定である。また、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の問題についても議論し、他の適用上の問題を本プロジェクトの範囲に含めるべきかどうかを検討する予定である。

維持管理及び一貫した適用

リース料に対する還付されない付加価値税（IFRS 第 16 号）

（背景）

IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、リース料に対して課される還付されない付加価値税を借手がどのように会計処理するのかに関する要望を受けて議論を行い、2021年3月に暫定的なアジェンダ決定を公表した。IFRS-ICは、寄せられたコメントを踏まえて審議を行い、提起された課題が幅広い影響を有し、影響を受ける者に対して重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれるという証拠をまだ得ていないことから、提起された課題を基準設定プロジェクトとして追加しないとの暫定的なアジェンダ決定の結論を確認した。したがって、IFRS-ICは作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを2021年9月に暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、上記のIFRS-ICのアジェンダ決定に反対するIASBメンバーがいるかどうかを質問された。

（主な暫定決定事項）

当該アジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。当該アジェンダ決定は、2021年10月に2021年9月のIFRIC Updateへの補遺で公表された。

当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理（IAS第32号）

（背景）

IFRS-ICは、特定の状況におけるワラントの分類変更に関するIAS第32号「金融商品：表示」の適用に関する要望を受けて議論を行い、2021年3月に暫定的なアジェンダ決定を公表した。IFRS-ICは、寄せられたコメントを踏まえて審議を行い、提起された課題を基準設定プロジェクトとして追加するのではなく、資本の特徴を有する金融商品（FICE）のプロジェクトに関するより幅広い議論の一部として取り扱うことが適切であるとの暫定的なアジェンダ決定の結論を確認した。したがって、IFRS-ICは作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを2021年9月に暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、上記のIFRS-ICのアジェンダ決定に反対するIASBメンバーがいるかどうかを質問された。

（主な暫定決定事項）

当該アジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。当該アジェンダ決定は、2021年10月に2021年9月のIFRIC Updateへの補遺で公表された。

サプライヤー・ファイナンス契約

（背景）

IFRS-IC は、サプライヤー・ファイナンス契約（リバース・ファクタリング及び類似した契約など）に関する要望書において、次の質問を受けていた。

- a. 企業は、関連する請求書がリバース・ファクタリング契約の一部である場合に、受け取った財又はサービスに対して支払う負債をどのように表示するか
- b. リバース・ファクタリング契約に関するどのような情報を企業は財務諸表において開示することを要求されるか

2020年12月にIFRS-ICはアジェンダ決定を行ったが、暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックとして、既存の要求事項を適用して企業が提供する情報だけでは投資家のニーズを満たさないとの意見が聞かれていた。

2021年6月のIASBボード会議では、サプライヤー・ファイナンス契約に関して、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」における、開示要求を修正することを暫定決定した。

また、2021年7月のIASBボード会議では、IAS第7号及びIFRS第7号の修正案の経過措置、早期適用についての要求事項について暫定決定し、適用されるデュー・プロセス（書面投票プロセスの開始の許可を含む）についても議論された。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、サプライヤー・ファイナンス契約についての公開草案の文案作成時に識別された整理論点について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは、報告期間の期首及び期末において、各サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債を企業が表示している財政状態計算書上の科目を企業が開示するという要求を提案に追加することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、公開草案を2021年11月に公表する予定である。

IFRIC Update

IASBは、2021年9月のIFRS-IC会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2021年9月のIFRIC Updateで公表された。

IASBは、何も決定を求められなかった。

【10月27日（水）】

資産のリターンに応じて決まる年金給付

（背景）

資産のリターンに応じて決まる年金給付に既存の IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）の要求事項を当てはめた場合に、将来の資産のリターンにおける変動性（リスク）がキャッシュ・フローにのみ反映され、これらのキャッシュ・フローに適用される割引率には反映されていないという、不整合が生じることに關して、費用対効果のある解決策の提供が可能かどうかを評価するために、リサーチ・プロジェクトが設置されている。IASB は、2020 年 12 月の IASB ボード会議において、資産リターンに応じて決まる年金給付に対する上限設定アプローチ（資産のリターンに応じて決まるキャッシュ・フローの予測において使用する期待収益率の上限を、IAS 第 19 号で定めている割引率で設定）の適用の設例について議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、追加的なリサーチ発見事項及びプロジェクトの将来の方向性について議論した。

（主な決定事項）

今回の IASB ボード会議では、このリサーチ・プロジェクトを停止することが決定された。

（今後の予定）

IASB は、年金給付に関する追加的な作業があれば第 3 次アジェンダ協議の一部として検討する予定である。

IFRS タクソノミ・アップデート—第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、公表予定の IFRS タクソノミ・アップデート案のコメント期間及び承認の時期について議論した。

（主な決定事項）

IASB は、コメント期間を 30 日に短縮することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、IFRS タクソノミ・アップデート案の書面投票を、2021 年末までに予定されている IFRS 第 17 号「保険契約」の修正とともに行う予定である。

基本財務諸表

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「PFS公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。PFS公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。

2021年3月からPFS公開草案における提案の再審議が開始されており、概ねよく受け止められている提案については提案した内容で進め、範囲を絞った議論を行う（すべての側面について再審議を行わない。）こととされている。

また、その他の賛否が分かれているPFS公開草案における次の提案については、はじめに検討の方向性を決定したのちに、提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用することとされている。

- a. 表示すべき最低限の行項目
- b. 営業費用の分析
- c. 通例でない収益及び費用
- d. 不可分な・不可分でない関連会社及び共同支配企業
- e. 経営者業績指標（MPM）の範囲（2021年3月、6月及び9月のIASBボード会議）

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、上記の賛否が分かれているPFS公開草案における提案のうち、下記に関する提案について再審議された。

- a. 関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用の純損益計算書における分類及び表示（上記dに関するもの）
- b. 営業費用の純損益計算書における表示及び注記における開示（上記bに関するもの）
- c. 減価償却及び償却前の営業損益の小計（上記eに関するもの）

（主な暫定決定事項）

関連会社及び共同支配企業

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を営業区分の外に分類することを企業に要求する提案を進める。
- b. 「営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用」という小計を表示することを企業に要求する提案は進めない。
- c. 不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を不可分でない関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用と区分して識別し表示することを企業に要求する提案は進めない。

また、持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書において営業利益の後、かつ、財務及び法人所得税前利益の小計の前に記載することを要求するが、そうした収益及び費用を営業利益の直後に表示すべきであるとは定めないことを暫定的に決定した。

IASBは、このような収益及び費用を投資区分に含めるべきかどうかについての決定を、投資区分の定義を検討するまで先送りとした。

営業費用の分析—純損益計算書における表示

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第70項で示した「費用機能」法に関する限定的な適用指針を設けることを検討する。
- b. 本プロジェクトの一部として「売上原価」という用語の定義を開発することはしない。
- c. 最低限、売上原価にはIAS第2号「棚卸資産」に従って計算した棚卸資産の費用（該当がある場合）を含める旨を説明する適用指針を設けることを検討する。
- d. 次のことを検討する。
 - i. 純損益計算書において営業費用を性質又は機能に基づいて分析し表示することを企業に要求する提案を維持すること
 - ii. 混合的な表示を禁止する提案を撤回し、その代わりに、比較可能性を改善し忠実な表現の達成に役立てるための適用指針を設けること
 - iii. 財務諸表利用者に最も有用な情報を提供するためにどの表示方法を企業が使用するかを決定する方法についての適用指針を設ける提案を維持する（ただし、混合的な表示を禁止する提案を撤回する結果として当該指

針を修正する）こと

営業費用の分析—注記における開示

IASB は、企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合の性質別の営業費用に関する情報の開示について、部分的なコスト軽減措置を設けることは検討しないことを暫定的に決定した。

IASB は、企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合の性質別の営業費用に関する情報の開示についての要求事項の範囲に関する決定を先送りした。IASB は、その決定を、このトピックについてのフィードバックの追加的な分析を検討した後に行う。

減価償却及び償却前の営業損益

今回の IASB ボード会議では、次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 36 号「資産の減損」の範囲に含まれる資産の減損を除外した減価償却及び償却前の営業損益の小計を定める。
- b. これを、所定の小計のリストに追加の小計を含めるのではなく、所定の小計「減価償却及び償却前の営業損益」を修正することによって行う。
- c. 修正後の所定の小計の名称を「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」とする。
- d. 「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」の小計の名称を「EBITDA」とすることを明示的に禁止はしないが、結論の根拠において、そのような名称が当該小計の忠実な表現となることは稀である旨を説明する。
- e. この小計に関して追加の具体的な要求事項は含めない。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する予定である。

【10月28日（木）】

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報（IFRS 第 17 号の修正）

（背景）

複数の保険企業から、IFRS 第 17 号の経過措置について IASB に対応が要望されている。それは、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する年度の比較対象期間において、一部の金融資産（比較対象期間中に認識が中止された金融資産等）

に IFRS 第 9 号が適用されないことから、保険契約負債と関連する金融資産との間で重大な分類のミスマッチが生じる可能性があり、それにより比較情報の有用性が損なわれることの懸念への対応についてである。

IASB は、2021 年 7 月に公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」を、2021 年 9 月をコメント期限として公表した。本公開草案では、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報の有用性を改善できるようにするために、IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正として、企業が一部の金融資産に「分類上書き」（IFRS 第 9 号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示すること）を適用することを認めることを提案している。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、本公開草案で提案された IFRS 第 17 号の修正について再審議した。

（主な暫定決定事項）

分類上書き—範囲

IASB は、分類上書きの範囲の提案を次のように拡大することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業は、比較情報を IFRS 第 9 号について修正再表示しなかった金融資産すべてに分類上書きを適用することを認められる。
- b. IFRS 第 9 号をすでに適用している企業は、仮に比較対象期間において認識の中止を行わなかったならば IFRS 第 17 号の C29 項に従って指定を変更していたであろう金融資産に対して、分類上書きを適用することを認められる。

分類上書き—その他の事項

IASB は、減損及び開示に関する公開草案での提案を最終確定することを暫定的に決定した。ただし、分類上書きを適用する企業に対し、IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を比較対象期間において当該金融資産に適用したかどうかの開示を要求することを条件としている。

修正の最終確定

IASB は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、IFRS 第 17 号の修正の書面投票のためのプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

（今後の予定）

IASB は、書面投票手続きを進め、2021 年 12 月末までに本修正を最終化する予定で

ある。

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」を、2021年7月をコメント期限として公表した。本公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、本公開草案に対するフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、次回の会議で本公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する予定である。

別紙 スケジュール

10月25日(月)

時間(予定)	アジェンダ項目
13:30-14:30	IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー (アジェンダ・ペーパー30) (予定 60分→51分)
14:30-14:45	休憩
14:45-15:45	IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー (アジェンダ・ペーパー30) (予定 60分→48分)

10月26日(火)

時間(予定)	アジェンダ項目
09:30-11:15	のれんと減損 (アジェンダ・ペーパー18) (予定 105分→103分)
11:15-11:30	休憩
11:30-13:00	IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビュー (アジェンダ・ペーパー7) (予定 90分→60分)
13:00-14:00	休憩
14:00-15:00	持分法 (アジェンダ・ペーパー13) (予定 60分→31分)
15:00-15:20	維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー12) (予定 20分→20分)

10月27日(水)

時間(予定)	アジェンダ項目
09:30-10:30	資産のリターンに応じて決まる年金給付 (アジェンダ・ペーパー6) (予定 60分→52分)
10:30-10:45	休憩
10:45-10:55	IFRS タクソノミのデュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー25) (予定 10分→2分)
10:55-13:00	基本財務諸表 (アジェンダ・ペーパー21) (予定 125分→140分)
13:00-14:00	休憩
14:00-16:00	基本財務諸表 (アジェンダ・ペーパー21)

時間（予定）	アジェンダ項目
	（予定 120 分→138 分）

10月28日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報（IFRS 第 17 号の修正）（アジェンダ・ペーパー2） （予定 90 分→57 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-13:00	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 105 分→122 分）
13:00-13:45	休憩
13:45-14:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 60 分→56 分）
14:45-16:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 75 分→65 分）

以 上